

特定県営建設工事の請負契約に係る競争入札参加者の資格等に関する取扱要領の一部改正に係る新旧対照表

改 正 前		改 正 後	
別添 特定共同企業体協定書（例文） 第 1 条～第17条の 2 〔略〕 （解散後のかし担保責任） 第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。 第19条 〔略〕 〇〇建設株式会社外〇者は、上記のとおり〇〇特定共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。 以下 〔略〕		別添 特定共同企業体協定書（例文） 第 1 条～第17条の 2 〔略〕 （解散後の契約不適合責任） 第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。 第19条 〔略〕 〇〇建設株式会社外〇者は、上記のとおり〇〇特定共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。 以下 〔略〕	
改正理由	所要の整備		